

最終更新日: 2015年12月18日

能美防災株式会社

代表取締役社長 藤井 清隆

問合せ先: 総務部株式課 TEL: 03-3265-0214

証券コード: 6744

<http://www.nohmi.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、コーポレートガバナンスの充実が重要な課題であることを認識しております。この認識の下、会社経営の透明性・公正性の確保、迅速な経営判断等を目標として取り組んでまいります。

また、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係構築のため、適時、適切な情報開示を行い、説明責任を尽くしてまいります。

さらに、不祥事を予防するため、企業倫理や社内規則の遵守を当社グループ内に徹底し、コンプライアンス経営に努力いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使および招集通知の英訳】

当社は、現在、海外投資家の比率が相対的に低いと考えていることなどから、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を実施しておりません。今後も株主構成等を勘案し、引き続き実施について検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置による指名・報酬などに関する独立社外取締役の関与・助言】

取締役候補者の指名については、社外取締役を含む取締役会が定めた指名方針に基づき、取締役会で審議のうえ決定しております。

また、取締役の報酬については、社外取締役を含む取締役会で定めた報酬の決定方針に基づき、株主総会で決議された範囲内において、取締役会に授權された代表取締役会長および代表取締役社長の協議により決定しております。

今後も社外取締役の適切な関与・助言を得るよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式として、取引関係の維持・強化を目的に、取引先の株式を保有しております。この政策保有株式については、中長期的な経済合理性と双方の事業遂行上の連携や企業価値の向上等を検証し、保有の継続を検討してまいります。

(2) 政策保有株式に係る議決権の行使について

当社は、議案の内容を精査したうえで、当社の中長期的な企業価値向上の観点から、議決権を行使してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

・当社が取締役との間で利益相反取引を行う場合には、法令の定めに従い、取締役会において事前承認および事後報告を実施することで、取引の監視を行っております。

・主要株主と当社における取引条件も、見積金額を提示し、双方協議の上、他の会社と同様の基準にて行うこととしており、その内容は有価証券報告書に開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、社是、経営理念および中期経営計画を次のとおり定めております。

<社是>

防災事業のパイオニアとしての使命に徹し、社会の安全に貢献する。

<経営理念>

研究開発からメンテナンスまでの一貫体制の下、災害から生命・財産を守るための最新・最適な防災システムを、日本全国そして世界に提供し続けること。

<中期経営計画>

当社ウェブサイトに掲載しております。

http://www.nohmi.co.jp/ir/management_policy/management_plan.html

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書の「2. 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

<方針>

取締役候補者の指名については、防災事業について適切かつ迅速な意思決定と業務執行を行うことができるよう、取締役会全体として備える専門知識や経験等のバランス、多様性に配慮し、各部門からそれぞれ知識・経験・能力に優れた者を偏りなく指名するものとしております。加えて、監督機能の強化の観点等から、2名以上の独立社外取締役を指名するものとしております。

監査役候補者の指名については、監査に必要な知識・経験・能力をみて総合的に判断いたします。

<手続き>

具体的な候補者の指名については、社外取締役を含む取締役会が定めた上記指名方針に基づき、取締役会において審議のうえ決定しております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。取締役・監査役については、指名方針に基づき指名しており、「株主総会招集ご通知」に個々の経歴を記載しております。

詳細については当社ウェブサイトをご参照ください。

http://www.nohmi.co.jp/ir/stock_information/general_meeting.php

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

法令および定款に基づき、経営に関わる重要な事項について取締役会に付議しており、具体的な付議事項は取締役会規程に定めております。また、経営陣に対する委任の範囲は社内規程に定め、経営陣の業務執行範囲を明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

本報告書の2. 1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

上記「【原則3-1】(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き」をご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況については、「株主総会招集ご通知」において開示しております。詳細については当社ウェブサイトをご参照ください。

http://www.nohmi.co.jp/ir/stock_information/general_meeting.php

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は毎年、取締役会全体の実効性について、取締役・監査役からの意見・要望をもとに分析・評価を実施し、評価結果は取締役会の運営等の改善に活用してまいります。

現状、当社取締役会は、年間10回程度開催しており、重要な案件を適時・適切に審議・報告するなど有効に機能していると評価しておりますが、今後さらに実効性を高めるよう努めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役に対し、就任に際して必要な研修や情報の提供を行ってまいります。また、就任後も法令改正等の必要な情報は適宜提供するとともに、要望に応じて外部研修を斡旋するなど、適宜トレーニングの機会を提供してまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)担当取締役

当社は、株主との対話についての担当部署を総務部とし、その統括には総務部担当取締役が当たります。

(2)対話を補助する社内部門との連携

対話にあたりましては、企画・経理部門等の関係部署と連携し、適切に対応いたします。

(3)対話の手段の充実に関する取組み

当社ウェブサイトにおいて情報提供を実施するほか、社長を説明者とするアナリスト・機関投資家向け決算説明会を実施するなど、建設的な対話の充実に取り組んでおります。

(4)社内へのフィードバック

対話を通じて寄せられた意見等については、必要に応じて社内で共有し、今後の経営に活用してまいります。

(5)インサイダー情報

株主・投資家との対話において、インサイダー情報(未公表の重要事実)を伝達することはいたしません。また、決算情報の漏えい防止のため、四半期毎の決算期末日翌日から決算発表日まで、決算情報に関する対話を控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セコム株式会社	30,598,640	50.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,432,700	4.00
能美防災代理店持株会	2,099,523	3.45
能美防災取引先持株会	1,720,900	2.83
能美防災従業員持株会	1,058,419	1.74
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000,420	1.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	907,100	1.49
富士電機株式会社	868,132	1.43
株式会社三井住友銀行	765,606	1.26
東京海上日動火災保険株式会社	745,990	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	セコム株式会社 (上場:東京) (コード) 9735

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

セコム株式会社は、当社の議決権の過半数を保有する親会社であり、当社の株主総会において影響力を持つ支配株主ではありますが、セコム株式会社と当社における取引条件は、見積金額を提示し双方協議の上、他の会社と同様の基準にて行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

☐親会社との関係にかかる体制

当社の取締役の職務執行を監督、監査するため、親会社から社外取締役として2名就任しておりますが、当社の取締役会は20名の取締役で構成されており、独自の経営判断を行うことができる状況にあります。また、当社は経営判断のより一層の独立性を確保するため、親会社から独立した立場の社外取締役2名および社外監査役3名を選任しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	21 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	20 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
樋口 公啓	他の会社の出身者								○			
安齋 和明	他の会社の出身者		○						○			
吉村 輝壽	他の会社の出身者		○						○			
塩谷 慎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口 公啓	○	同氏が名誉顧問を務める東京海上日動火災保険株式会社と当社は取引関係にありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	東京海上日動火災保険株式会社等の経営陣として培われた幅広い知識・経験等をもって、当社から独立した客観的・中立的な立場から、当社の経営にあたっているためです。
安齋 和明		同氏が常務取締役を務めるセコム株式会社は当社の親会社であります。同社との取引金額が当社の売上高に占める割合は概ね5%未満です。	親会社等との緊密な協力関係を保つ必要があることから経営情報の交換等を目的としております。親会社との兼任取締役は若干名であり、当社が独自に経営判断できる状況にあると考えております。
吉村 輝壽		同氏が常務執行役員を務めるセコム株式会社は当社の親会社であります。同社との取引金額が当社の売上高に占	親会社等との緊密な協力関係を保つ必要があることから経営情報の交換等を目的としております。親会社との兼任取締役は若干名であり、当社

		める割合は概ね5%未満です。	が独自に経営判断できる状況にあると考えております。
塩谷 慎	○	――	株式会社富士銀行の取締役、JFEスチール株式会社の監査役および五洋建設株式会社の取締役を歴任しており、その経歴から培われた幅広い知識・経験等をもって、当社から独立した客観的・中立的な立場から当社の経営にあたっていただくためです。 なお、株式会社富士銀行の取締役は1997年に退任し、五洋建設株式会社では社外取締役であったことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役と会計監査人は、年に数回、決算の状況につき会合を行っています。その他、監査体制・監査計画・監査実施状況等につき随時、連携をとっております。

内部監査部門である内部統制監理室は、監査役および会計監査人との調整の下にグループ会社を含めた全部門を対象として会計および業務監査を計画的に実施し、監査結果につき改善事項の指摘・指導を行い、改善の進捗状況を報告させるとともに社長・監査役へ報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石井 藤次郎	弁護士										○			
近藤 和夫	他の会社の出身者										△			
伊藤 文夫	他の会社の出身者										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

石井 藤次郎	同氏が所属する弁護士法人松尾綜合法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	弁護士として培われた専門的な知識・経験等をもって、客観性・公正性の観点から取締役の職務遂行を監査していただくためです。
近藤 和夫	同氏の出身の三井住友海上火災保険株式会社と当社は取引関係にありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	三井住友海上火災保険株式会社等の経営陣として培われた幅広い知識・経験等をもって、客観性・公正性の観点から取締役の職務遂行を監査していただくためです。
伊藤 文夫	同氏が顧問を務める富士電機株式会社と当社は取引関係にありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	富士電機株式会社等の経営陣として培われた幅広い知識・経験等をもって、客観性・公正性の観点から取締役の職務遂行を監査していただくためです。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2 名
--------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

＜独立性判断基準＞
 当社は、社外取締役および社外監査役が次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、独立性を有していないものと判断いたします。
 (1)当社を主要な取引先とする者(その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを当社から受けている者)またはその業務執行者
 (2)当社の主要な取引先である者(当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを行っている者)またはその業務執行者
 (3)コンサルタント、会計専門家または法律専門家であって、当社から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の支払いを受けている者(当該支払を受けている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
 (4)当社および当社の子会社の業務執行者
 (5)当社および当社の子会社の業務執行者でない取締役(社外監査役の独立性の有無を判断する場合に限る)
 (6)当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 (7)当社の親会社の監査役(社外監査役の独立性の有無を判断する場合に限る)
 (8)当社の兄弟会社の業務執行者
 (9)過去1年間に於いて、上記(1)から(8)までのいずれかに該当していた者
 (10)上記(1)から(9)までに掲げる者が重要な者である場合は、その者の二親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役を除く)の報酬については、月額報酬と、賞与、退職慰労金で構成しており、役位や業績等を勘案して決定しております。また、中長期的な企業価値向上に対する動機付けの観点から、月額報酬の一部を役員持株会に拠出し、自社株を取得するものとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬等 (うち社外取締役)	20名 493百万円 3名 8百万円)
------------------------------------	------------------------

報酬の額又はその算定方法の決定方	あり
------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<方針>

取締役(社外取締役を除く)の報酬については、月額報酬と、賞与、退職慰労金で構成しており、役位や業績等を勘案して決定しております。また、中長期的な企業価値向上に対する動機付けの観点から、月額報酬の一部を役員持株会に抛出し、自社株を取得するものとしております。なお、社外取締役の報酬については、高い独立性を要する立場であることから、賞与は支給しておりません。

<手続き>

取締役の報酬については、社外取締役を含む取締役会で定めた上記報酬の決定方針に基づき、株主総会で決議された範囲内において、取締役会に授權された代表取締役会長および代表取締役社長の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社長室が窓口になり、必要のつど適切な体制をとることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度採用会社であり、取締役会では社外取締役4名が選任されております。この体制のなか、会社経営の透明性・公正性の確保、迅速な経営判断等を目標として経営に関する重要な事項の意思決定と業務執行の監督を行っております。

毎月2回、取締役・監査役を参加者とする常務会を開催し、また、年2回、常務会参加者に加え主要な部所長による経営会議を開催し業務執行の充実を図っております。

監査役会においては社外監査役3名が選任されており、常勤監査役2名は取締役会・常務会等重要な会議には出席するとともに、グループ各社の調査、会計監査人の独立性の監視、会計監査人からの報告および説明の聴取を行い、これらの結果についても定期的に監査役会を開催して報告し、協議を行うなど監査の充実を図っております。なお、常勤監査役能美昌二郎は、当社内の経理部等で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

通常の業務執行部門から独立した内部監査部門である内部統制監理室は、監査役および会計監査人との調整の下にグループ会社を含めた全部門を対象として会計および業務監査を計画的に実施し、監査結果につき改善事項の指摘・指導を行い、改善の進捗状況を定期的に報告せるとともに社長、監査役へ報告し、問題の解決を図っております。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」制度にも対応しています。

当社と社外役員全員とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

このように経営管理の体制を整備し、あわせて経営管理・業務執行の規則を整備するなどコーポレート・ガバナンスの充実に向け取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の機能強化の観点から、当社の業務・業態に精通した取締役が取締役会で意思決定、業務遂行にあたるのが重要であると考えておりますので、現状の体制を採用しております。

経営に対する監督機能の観点から、当社は社外取締役を4名選任しており、経営上、大所・高所からの見地で経営者の職務執行を監督しております。さらに当社の監査役会は、社外監査役が3名選任されておりますので、経営監督機能の客観性・独立性は十分に確保されていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年第71回定時株主総会招集通知は、法定期日より3営業日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年第71回定時株主総会は、集中日より1営業日早い6月25日(木)に開催いたしました。
その他	株主総会招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月、決算説明会、代表者による説明	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書および四半期報告書、株主通信、アニュアルレポート、決算説明会資料、株主総会の招集通知等を当社ホームページ(http://www.nohmi.co.jp/ir/index.php)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部株式課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	各ステークホルダーとの関係について、その基本方針を企業行動規範に定め、具体的な行動のあり方を企業行動基準に定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動等について、その基本方針を企業行動規範に定め、また、環境理念、環境基本方針を定めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、企業行動規範等の社内規定に則り行動するものとします。
- (2) 一人一人の行動のあり方を企業行動基準として定め各人に配付し研修等を通じて浸透を図ります。
- (3) 法令等遵守ヘルプラインの活用等により広く情報を収集するとともに、コンプライアンス体制の整備を図ります。
- (4) 企業行動規範等に基づき、反社会的勢力および団体との関係遮断を徹底します。
- (5) グループの財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行にともなう重要な会議の議事録および関連資料は社内規定により適切に保存、管理するものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理につきましては危機管理指針において要因別潜在リスクを分析し、当該リスクの予防に努め、発生時の初期対応をとる体制を構築しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、社是・経営理念等に基づき事業目的を達成するための経営計画等を策定します。
- (2) 当社は、社長の諮問機関として、取締役等から構成される常務会において経営方針・経営戦略・業務執行に関する重要な課題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとします。
- (3) 取締役は、業務分掌規程・職務権限規程・決裁取扱規程等に基づき職務を効率的に執行します。

5. 当社並びにその親会社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

5-1 親会社との関係にかかる体制

当社は、上場会社として独立した立場で経営の決定を行います。

5-2 グループ会社との関係にかかる体制

- (1) 当社はグループ各社との間のグループ運営のための規定に基づき行動するものとします。
- (2) グループ各社は、その規模・業態・グループ戦略上の位置づけ等をふまえ、業務の適正を確保するための当社の体制に準じて必要な整備を順次行います。
- (3) グループ各社は、当社からの指示等にコンプライアンス上の問題があると判断した場合には当社に意見を述べるものとします。
グループ会社の役職員は法令等遵守ヘルプラインを利用して、コンプライアンス上の問題を当社に通報することができます。
- (4) グループ会社は、重要事項についてグループ運営のための規定に基づき、当社との事前協議を行うものとします。
当社は、グループ各社から重要事項の報告を求める等、適切に行動します。
- (5) グループ会社は、当社の危機管理指針に準じて、リスク管理体制を順次整備することとします。
リスク発生時において、当社へ報告するとともに、その対応策を協議するものとします。
- (6) 当社取締役および経営幹部、グループ会社の社長で構成する会議体を設け、グループ情報および運営理念の共有化を図ります。
- (7) グループ会社は、能美グループの経営計画等に基づき、グループ会社の年次の事業計画を策定し、その結果を当社に報告するものとします。

6. 内部監査に関する体制

当社およびグループ各社の業務が適正に運営されることを確保するために、内部監査部門による内部監査を実施します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの要請があれば、速やかに必要とされる部所から要員を選出し、必要とされる期間その業務にあたるものとします。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の補助使用人の任命および解任については監査役の同意を必要とし、監査役の補助業務に従事する期間の当該使用人への指揮命令権については監査役の専権とします。

9. 当社およびグループ会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人は、法定の事項に加え、監査役あるいは監査役会に対し、当社およびグループ各社の重要な会議の審議状況、内部監査の結果報告、ヘルプラインの運用状況、当社および当社グループの財務の状況その他所定の業務執行に関する重要な事項の報告を行います。

10. 上記9. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告をした者が当該報告をしたことを理由として、何らの不利益も受けないよう必要な措置を講ずるものとします。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われる体制とします。
- (2) 当社は、監査役と会計監査人、内部監査部門およびグループ会社監査役との各監査機能の連携を図り、当社および当社グループの監査の実効性を確保するものとします。
- (3) 当社は、監査役に対して、監査役が独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、その基本方針を企業行動規範に定め、具体的な対応を企業行動基準に定めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

□適時開示体制の概要

1. 総務部を中心として社内情報を集約して開示の必要性を検討し、情報取扱責任者へ報告するとともに、広報室と連携の上開示する体制を基本としております。
2. 情報取扱責任者につきましては総務部担当の取締役が就任しており、取締役会等における重要な会社情報に関しても、代表取締役と協議の上適時・適切な開示を心掛けております。
3. 「内部者取引に関する規則」など開示に関する規程を制定し周知に努めております。
4. 情報開示の適正性・信頼性確保のための監視・検証につきましては、当社は監査役制度採用会社であり、常勤監査役は取締役会・常務会等重要な会議には出席するとともに、その結果を定期的に監査役会を開催して報告し、協議を行うなど経営に対する監督機能の充実に努めております。
5. 業務執行部門における適正性・信頼性確保のための監視・検証につきましては、独立した内部監査部門である内部統制監理室が監査役及び会計監査人との調整のもとに監査を計画的に実施し、監査結果をもとに改善事項の指摘、指導を行っております。

【参考資料: 模式図】

